

○総務省令第八十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

様式第二十七の三を次のように改める。

様式第27の3（第7条の5関係）

通信品質の報告	
事業用電気通信設備の種類	年 月 日
事業者名	
年度当初における音声伝送	
役務を提供する利用者数	

接続品質	満たすべき基準	測定条件及び当該測定条件を選 択した理由	
		測定結果	
		満たすべき基準	
通話品質又は総合品質	満たすべき基準	測定条件及び当該測定条件を選 択した理由	
		測定結果	
		満たすべき基準	
ネットワーク品質	満たすべき基準		

	測定条件及び当該測定条件を選 択した理由	
	測定結果	
フアクシミリによる送 受信の品質	測定条件及び当該測定条件を選 択した理由	
	測定結果	

- 注 1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及び PHS 用設備ごとに別葉とすること。
- 2 「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。
- 3 「ネットワーク品質」の欄及び「フアクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号

規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

4 各品質については、別に告示で定める条件（測定日時、測定頻度等）に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品質の測定個所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。